

淀川の魅力ある景観づくりに向けた検討会設置要綱

(目的)

- 第1条 淀川沿川の魅力ある景観づくりに向けた実施方策を取りまとめるにあたり、専門的知見を有する学識経験者等と意見交換、懇談等を行うため、「淀川の魅力ある景観づくりに向けた検討会」(以下「検討会」という。)を設置する。

(委員)

- 第2条 検討会の委員は別紙のとおりとする。
- 2 委員の報償費及び旅費については、大阪府附属機関条例第三条及び第四条で定める額を準用する。

(オブザーバー)

- 第3条 検討会にオブザーバーを置くことができる。
- 2 オブザーバーは、会議に出席し、意見を述べることができる。

(事務局)

- 第4条 検討会の事務局は、大阪府住宅まちづくり部都市空間創造室に置く。

(運営)

- 第5条 会議は、事務局が招集する。
- 2 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、委員と協議し決定する。

附則 この要綱は平成30年8月2日から施行する。

(別 紙)

委員

所 属	役 職	氏 名
京都市立芸術大学	美術学部デザイン科大学院美術研究科 教授	藤本 英子
大阪府立大学	生命環境科学研究科 教授	加我 宏之
摂南大学	理工学部都市環境工学科 准教授	石田 裕子
京阪HD(株)	経営統括室事業推進担当(沿線再耕)部長	江藤 知
大阪水上バス(株)	代表取締役社長	久ノ坪 宏司
一本松海運(株)	営業部 課長	一本松 英三
伴ピーアール(株)	代表取締役	伴 一郎

オブザーバー

所 属	役 職	氏 名
国土交通省	近畿地方整備局淀川河川事務所 副所長	岩崎 健
一般財団法人公園財団	淀川河川公園管理センター 副管理センター長	下野 公仁
大阪府	府民文化部都市魅力創造局魅力づくり推進課 課長補佐	安藤 大輔
大阪府	都市整備部事業管理室事業企画課 課長補佐	西山 剛至
大阪府	都市整備部河川室河川整備課 課長補佐	松枝 俊明
大阪府	住宅まちづくり部建築指導室建築企画課 課長補佐	矢倉 マヤ
京都府	建設交通部都市計画課 副課長	三原 靖之
京都市	都市計画局都市景観部景観政策課 課長	文山 達昭
八幡市	都市整備部都市整備課 課長	田中 賢治
大山崎町	環境事業部理事兼建設課長	寺井 昭博
大阪市	都市計画局計画部都市計画課 都市景観担当課長	泉 憲
守口市	都市整備部都市計画課 課長	河村 良太
寝屋川市	経営企画部都市プロモーション課 課長	妹尾 直人
枚方市	都市整備部景観住宅整備課 課長	堀井 博信
摂津市	都市整備部参事兼都市計画課長	西川 聡
高槻市	都市創造部都市づくり推進課 参事兼課長	北野 豊
島本町	都市創造部都市計画課 課長	今井 康仁